

# 農林水産省知的財産戦略2020に基づく 各種施策の取組状況

令和3年2月

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 1 技術流出対策とブランドマネジメントの推進 ～

戦略上の主な 取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と 課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・ R元～		
<p>技術流出対策とブランド マネジメントの推進</p> <p>&lt;キーワード&gt; ・地域団体商標 ・食料産業関係者に対する ビジネスモデル・知財 マネジメントの普及・啓 発</p>	<p>農林水産・食品知的財産保護コンソーシアムにおいて海外における知的財産の保護に関する啓蒙等を目的とした地方セミナー開催を支援（H27～）</p> <p>都道府県の普及指導員等を対象に地域ブランド等の知的財産マネジメントを理解し実践できる人材育成を支援（H27～）</p> <p>「巡回特許庁」の共催（H29～）</p> <p>知財総合支援窓口担当者研修（H28～）</p> <p>実務者向け説明会（R1）</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農林水産・食品知的財産保護コンソーシアムは、会員からセミナー希望を募り、セミナー・相談会を開催。</li> <li>● 関係機関等と連携しながら研修会の開催やパンフレットの配布等に取組み、農業者や農業指導員への普及啓発を実施。</li> <li>● 以下の担当者向けの研修会を開催。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者</li> <li>・経済産業局の担当者</li> <li>・知財総合支援窓口の担当者</li> <li>・弁理士</li> <li>・弁護士 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意欲ある取組団体の効果的な知財マネジメントの取組促進を図る。</li> <li>● 若手普及指導員を対象とした研修や学習コンテンツの作成等を通じた普及指導員への知財マネジメント強化のための研修の充実。</li> <li>● 引き続き知財関係者への普及を図る。</li> </ul>

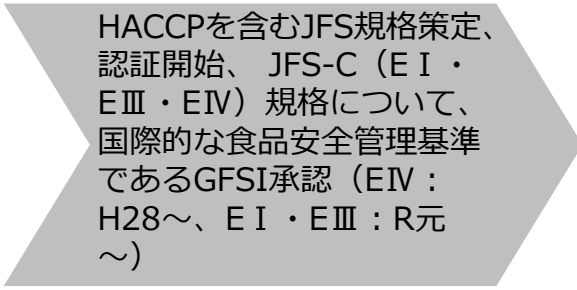
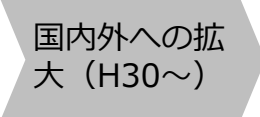
第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 2 知的財産の保護・活用による海外市場開拓 ～

戦略上の主な取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・R元～		
<p>収益拡大を目指した知的財産の活用の推進</p> <p>&lt;キーワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出促進ロゴマーク（おいしいマーク）</li> <li>・日本食魅力発信アクションプラン10（H27.2）</li> </ul>	<p>農林水産物・食品関連事業者から輸出促進ロゴマークについて、123件の使用を許諾（H27～）</p> <p>日本食・食文化の魅力発信 ※「日本食魅力発信アクションプラン(2016-2018)」H28.5改訂</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外市場において国として統一的なブランドの構築を推進。</li> <li>● 輸出促進ロゴマークの認知度が低いこと、輸出時には日本産（made in japan）標記の方が効果的であること等調査結果があり、“おいしい”標記の海外での効果に課題あり。</li> <li>● 日本食普及の親善大使等を活用し、イベントや講習会等により日本食・食文化を海外に発信。また、日本産食材サポーター店や調理技能認定の認定実績は着実に増加しているが、今後の活用強化が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他国産との差別化を図る上ではmade in japan標記の方が効果的であることを踏まえ、今後はmade in japan標記を指導していく。</li> <li>● 日本食・食文化の魅力発信については、海外における日本食・食文化の普及を担う①人材（調理技能認定等）の確保、②発信拠点（日本産食材サポーター店等）の拡大、③グローバルイベント等発信効果の高い機会の活用の3つの観点で効果的な取組を実施する。</li> <li>● 日本食・食文化の多言語ポータルサイト「Taste of Japan」（ロゴマークあり）と各種発信活動との連携を高め、知財の活用強化を図る。</li> </ul>

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 2 知的財産の保護・活用による海外市場開拓 ～

戦略上の主な 取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と 課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・ R元～		
<p>第三国を経由する模倣品の顕在化及びこれを踏まえた対策 地名の商標登録への対策</p> <p>&lt;キーワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産知的財産保護コンソーシアム</li> <li>・国別相談窓口の活用</li> <li>・地理的表示保護制度</li> <li>・地域団体商標制度</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実態把握の結果について、コンソーシアム会員に随時情報提供。</li> <li>● コンソーシアムに関する活動レポートを公表。</li> <li>● GI登録生産者団体の商標出願に対する異議申立等への支援(7件)。</li> <li>● 知財関係者による迅速な模倣品対策が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンソーシアムに関する活動レポートの周知・普及。</li> <li>● 知財関係者による迅速な模倣品等対策の強化。</li> <li>● 輸出主要国における知財制度等の関係法令を調査した上で現地政府とも連携しながら模倣品の排除に取り組む。</li> </ul>

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 3 国際標準の戦略的な活用 ～

戦略上の主な取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・R元～		
標準等を活用した信頼性の向上 国際的に通用する規格の策定	 <p>HACCPを含むJFS規格策定、認証開始、JFS-C（EⅠ・EⅢ・EⅣ）規格について、国際的な食品安全管理基準であるGFSI承認（EⅣ：H28～、EⅠ・EⅢ：R元～）</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業でも無理なく、HACCPを含む国際標準の食品安全の取組が可能。</li> <li>● 事業者向けHACCP制度化、JFS取得説明会を実施。</li> <li>● 国内外での知名度の向上が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内外におけるモデル的認証の実施による普及。</li> <li>● アセアン諸国をターゲットに、JFS規格に関するセミナー及び商談会を実施。</li> <li>● 事業者や産地の創意工夫を活かしながら、事業者の強みのアピールにつながる規格を順次制定する。併せて、国内外におけるJAS認証の普及、（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の各国認定機関との相互承認手続きを推進する。</li> </ul>
	 <p>国内外への拡大（H30～）</p>						

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 3 国際標準の戦略的な活用 ～

戦略上の主な取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・R元～		
標準等を活用した信頼性の向上 国際的に通用する規格の策定	<p>指導体制の強化等を通じた、国際水準GAPの取組及び認証取得拡大の推進（H27～）</p> <p>日本発の輸出用GAPの規格の検討（H27,28）</p> <p>日本発GAP（ASIAGAP）のGFSI申請（H29.11）GFSI承認（H30.10）</p>					<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>GAP指導員の育成による指導体制の強化については、目標を達成(指導員育成目標(H31.3末)：1,000人以上、H31.3末実績：2,089人)</li> <li>GAP認証取得の拡大については、目標(R2.3末)：13,500経営体のところ、R2.3実績：約7,400経営体にとどまっている。</li> <li>ASIAGAPのGFSI承認を達成。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際水準ガイドラインによる指導活動の強化が必要。</li> <li>農業者の認証取得に対する負担感。</li> <li>審査件数増大により、審査機関の余力不足。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほぼ全ての産地で国際水準GAPを実施するため、国際水準ガイドラインによる指導活動の強化。</li> <li>個々の農業者の負担を軽減できる団体認証の推進。</li> <li>審査機関の新規参入及び審査員育成の促進。</li> <li>アジア地域におけるASIAGAPのデファクトスタンダード化に向けた理解度向上。</li> </ul>

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 4 伝統や地域ブランド等を活かした新事業の創出 ～

戦略上の主な取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・R元～		
<p>地理的表示保護制度の活用によるブランド化の促進</p> <p>&lt;キーワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地理的表示マーク</li> <li>・第三国との相互保護</li> </ul>	<p>地理的表示（GI）保護制度開始（H27.6～）、地理的表示法改正（H28、30）</p> <p>GI法改正説明会（H31.1～）</p> <p>日EU・EPA発効（H31.2～）</p> <p>GIの迅速かつ公平な登録審査の実施、登録後の品質管理の指導、不正使用の取締（H27～）</p> <p>GIマークの海外への商標出願（H26.12～）</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>● GI制度の開始以来40都道府県1カ国の104産品を登録（令和2年12月23日）。GIの更なる国内登録の拡大に向け制度の周知が必要。</li> <li>● 協定の適確な実施を確保するため、規定の整備を行う法律改正を行った。</li> <li>● 日EU・EPA協定の発効に伴い、EU側71産品、日本側48産品を相互に保護している。（平成31年2月時点）</li> <li>● GI審査・監視システムの構築による審査の円滑化を行うとともに、不正使用が疑われる事案について立入検査を実施。</li> <li>● GIマークは、現在13の国と地域で商標登録されている。（中国についてはH29に著作権として登記済） （参考） （H27）ミャンマー、タイ （H28）ラオス、台湾、マレーシア、ニュージーランド、カンボジア、フィリピン、オーストラリア、韓国、EU（H30）インド、（R1）カナダ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、GIの相談窓口を整備するとともに、GI制度の周知、普及啓発、認知度向上に取り組む。</li> <li>● 令和11年までに全国で200産品の登録。</li> <li>● GIの相互保護をEU以外の国へ拡大。</li> <li>● 現在未登録の国と地域に対してもGIマークの海外における商標出願を進める。</li> </ul>

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 4 伝統や地域ブランド等を活かした新事業の創出 ～

戦略上の主な取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・R元～		
<p>伝統野菜等地域食材を活用した日本食・食文化の普及</p> <p>&lt;キーワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料理マスターズ</li> <li>・花き産業、花きの文化</li> </ul>	<p>日本の「食」や「食文化」の普及・発展に貢献し、生産者や食品企業等と「協働」した取組に尽力している料理人を「料理マスターズ」として、顕彰。</p> <p>花き振興法に基づき、新品種の育成に関し、出願料・登録料を軽減（H26.12～）</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成22～令和2年度までに、81名（ブロンズ賞60名、シルバー賞21名）を表彰（令和3年度よりゴールド賞誕生予定）。</li> <li>● 毎年「料理マスターズ」が継続して誕生し「料理マスターズ」の活動するエリアが拡大しているものの、「料理マスターズ」の知名度が、料理人以外の一般国民に広く浸透していない。</li> <li>● これまでのところ計画等の認定は着実に進展実績は研究開発事業計画の認定が18件、出願料の軽減認定が5件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き顕彰を実施するとともに、「料理マスターズ」の知名度の向上に向けた具体的な取組を検討する。</li> <li>● 引き続き計画等の審査・認定を行う。</li> </ul>



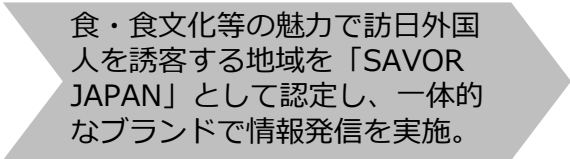
第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 4 伝統や地域ブランド等を活かした新事業の創出 ～

戦略上の主な取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・R元～		
<p>伝統野菜等地域食材を活用した日本食・食文化の普及</p> <p>&lt;キーワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご飯食の普及啓発推進</li> <li>・ 米粉等の米加工技術を利用した米の新商品・サービスの開発提供による新たな需要創出</li> </ul>	<p>政府備蓄米の無償交付等による米飯学校給食の推進</p> <p>やっぱりごはんでしょ！運動（H30～）</p> <p>多様な用途に応じた加工技術等による加工コストの低減、新たな米粉製品の開発等の取組を推進</p> <p>米<sup>1</sup>ーレ、アルファ化米粉等多様な用途に対応できる加工技術開発（H27～）</p> <p>「ノングルテン米粉第三者認証制度」（H30）や「ノングルテン米粉製造工程管理JAS」（R2）の策定</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米飯給食の更なる拡大を推進。民間企業等と連携した「やっぱりごはんでしょ！」運動をあらたに展開。</li> <li>● 米の消費量は高齢化等に伴い減少傾向が続くと見込まれるが、今後も消費拡大の取組を一層推進し、減少傾向に歯止めをかけることが必要。</li> <li>● 米<sup>1</sup>ーレや米ゲル、アルファ化米粉等多様な用途に対応できる加工技術が開発されるとともに、「ノングルテン米粉第三者認証制度」や「米粉の用途別基準」、「ノングルテン米粉製造工程管理JAS」を策定。一部大手企業は、小麦粉価格並みの製粉価格を達成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごはんをある程度食べている若年～中年層などをターゲットとした国内消費拡大運動（やっぱりごはんでしょ！）を民間企業等と連携し、継続的に展開。また、米の機能性等新たな価値に着目した情報発信の強化等を推進。</li> <li>● 多収専用品種の開発や大規模製造ラインに適した技術の開発を通じた生産・加工コストの低減。</li> <li>● ノングルテン米粉JAS認証等の普及等による海外需要開拓を推進。</li> </ul>

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 4 伝統や地域ブランド等を活かした新事業の創出 ～

戦略上の主な 取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と 課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・ R元～		
<p>伝統野菜等地域食材を活用した日本食・食文化の普及</p> <p>&lt;キーワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の強みである優れた品種、高度な生産技術を用いた、消費者・実需者のニーズへの対応</li> <li>品質やブランド力など強みのある農産物の産出</li> </ul>	<p>新品種の導入、技術確立、ブランド化等の実需者と連携した「強み」のある産地を形成（～H30）</p> <p>農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（～H29）、イノベーション創出強化研究推進事業（H30～）等において、消費者・実需者のニーズをとらえた優れた品種育成・普及、高度な生産技術の開発・普及を推進</p> <p>SIPに基づく「次世代農林水産業創造技術」において、画期的な農水産物の作出や社会実装の戦略・手法の策定等の研究を実施（～H30）</p> <p>SIP2「スマートバイオ産業・農業基盤技術」（H30～R4）において消費者や実需者に新たな価値を提供する品種・育種素材の開発等を推進</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実需者と連携した「強み」のある産地を200地区形成。</li> <li>● パスタ用国産コムギや茶の少量農薬散布技術等、消費者・実需者のニーズをとらえた優れた品種の育成・普及、高度な生産技術の開発・普及。</li> <li>● ゲノム編集技術によるGABA高蓄積トマトや超多収に向けたシンク容量改変イネ等、画期的な農水産物の作出や、円滑な社会実装に向けた戦略・手法の策定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産地形成した200地区の評価結果を公表。</li> <li>● イノベーション創出強化研究推進事業、SIP2「スマートバイオ産業・農業基盤技術」等において、消費者・実需者のニーズをとらえた優れた品種育成・普及、高度な生産技術の開発・普及を推進。</li> </ul>

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 4 伝統や地域ブランド等を活かした新事業の創出 ～

戦略上の主な 取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と 課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・ R元～		
景観、伝統文化等の地域資源の活用 <キーワード> ・食と農の景勝地	 <p>食・食文化等の魅力で訪日外国人を誘客する地域を「SAVOR JAPAN」として認定し、一体的なブランドで情報発信を実施。</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成28～令和2年度までに31地域を認定。</li> <li>● 認定地域の訪日外国人宿泊者数は増加しているものの、訪日外国人旅行消費額の増加につながらないことが課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定地域への訪日外国人旅行者数のみならず、その旅行消費額を増加させるため、魅力的な食・食体験コンテンツの充実を図る。</li> <li>● 訪日外国人が帰国後に日本の食の再体験を可能とする環境を整備する「食かけるプロジェクト」の取組を引き続き推進。</li> <li>● 伝統的な農林水産業を営む地域を認定する「世界農業遺産」「日本農業遺産」の認知度向上に向けた情報発信と認定地域の地域活性化に資する取組を推進</li> </ul>

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 4 伝統や地域ブランド等を活かした新事業の創出 ～

戦略上の主な取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・R元～		
<p>家畜の遺伝資源の保護対策及び育種改良の促進</p> <p>&lt;キーワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNP情報を活用した遺伝的能力評価</li> <li>・ 和牛の表示ガイドライン</li> <li>・ 和牛統一マーク</li> </ul>	<p>和牛の種雄牛等のSNP情報を収集し、枝肉データ等の相関解析により遺伝的能力評価を推進。(H27～)</p> <p>和牛のSNP情報の解析結果に基づき近親交配を避けるための系統分類を実施。(H28～)</p> <p>和牛精液の適切な管理を行うため、バーコード等を活用した管理体制の構築。(H27～29)</p> <p>和牛遺伝資源の適切な管理を行うための家畜人工授精所の実態調査を実施。(H30～R1)</p> <p>和牛2法の施行。(R2～)</p> <p>精液等の流通を全国的に管理するシステムの開発(R2～)</p> <p>和牛表示に関するガイドラインを制定(H19)。関係団体によるハンドブックの作成、普及、啓発。</p> <p>和牛統一マークを活用した日本産牛肉の輸出を促進(H19～)。H29にデザインを見直し、日本産牛肉であることを一層強調。</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>● SNP情報の活用は、遺伝的多様性の確保及び遺伝的能力評価に活用しているが、評価の精度の向上のために更なるデータの収集・解析が必要。</li> <li>● 和牛遺伝資源の中国への不正な持出しが判明したことも踏まえ、更なる流通管理の徹底等が必要。</li> <li>● ハンドブックは随時改正し、都度3万部印刷し全国に配布</li> <li>● 和牛統一マークは世界46か国・地域で商標登録済み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 効率的な育種改良を行う観点から、引き続きSNP情報の収集・解析を推進。</li> <li>● 和牛2法に基づく、和牛遺伝資源の適正な流通管理の徹底及び知的財産としての価値の保護を推進するため、都道府県や関係団体等に対し新たな仕組みについて周知徹底を図っているほか、全国の家畜人工授精所への立入検査の実施や、和牛の精液等を譲渡する際に締結すべき契約のひな型の普及に加え、家畜人工授精用精液等の流通を全国的に管理するシステムの開発・運用等を推進する。</li> <li>● 引き続き食肉関係団体と連携し、適切な表示を普及、啓発。</li> <li>● QRコードの併用により、生産情報についても積極的に発信。</li> </ul>

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～5 ICTによる農林水産業の知の抽出と財産化、及びその活用による新事業の創出～

戦略上の主な取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・R元～		
<p>農林水産分野におけるICT活用の拡大及び促進</p> <p>&lt;キーワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノウハウ継承の手法としての活用</li> <li>・知的財産としてのデータ活用</li> </ul>		<p>H28補正「熟練農業者のノウハウの「見える化」事業」により学習システム等を17府県で整備。</p>		<p>各種イベントやWebサイトで事業の取組を周知し、R元年度末には30府県、10品目以上に展開。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補正事業の各取組は、R元年度開催の評価委員会で評価を行い、評価結果をWebサイトで公表。</li> <li>● 補正事業で整備した学習システムの横展開に向けWebサイトで取組を周知。</li> <li>● 農業データ連携基盤「WAGRI」が農研機構を主体として運用開始。</li> <li>● 農作業や農作物等のデータ項目・名称等の個別ガイドラインの策定、普及。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データをフル活用できる環境整備を推進するため、引き続き、以下の取組を行う。</li> <li>● ICTの活用による熟練農業者の技術・判断の継承を支援する。</li> <li>● 各種農業関連データをWAGRIに実装し、コンテンツの更なる充実化を図る。</li> <li>● 個別ガイドラインの新規策定・改定を行う。</li> </ul>

WAGRI構築、運用 (H31.4～)

農業分野における名称等の標準化のための個別ガイドラインの策定、普及 (H26～)

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～5 ICTによる農林水産業の知の抽出と財産化、及びその活用による新事業の創出～

戦略上の主な取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・R元～		
<p>農林水産分野におけるICT活用の拡大及び促進</p> <p>・データ等の知的財産としての活用</p>						<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業技術やノウハウをICTによるデータ化等により活用できるようガイドラインの策定、普及。</li> <li>● WAGRIの本格運用により農業分野におけるデータ契約ガイドラインを採用。</li> <li>● 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインの普及が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● WAGRI協議会等の関係機関と連携しながら、策定したガイドラインの普及・啓発等の必要な取組を実施。</li> <li>● 普及に向け、チラシを配布するとともに、普及指導員、弁理士、相談対応員向けの研修を実施。</li> <li>● ガイドラインに準拠していることを補助事業の要件化とすることについて検討。</li> <li>● 農業技術・ノウハウの保護方策のあり方を整理し、生産現場への意識醸成・対応強化を図る。</li> </ul>
<p>農業生産に係るデータの流出等への予防的対応の推進</p> <p>&lt;キーワード&gt;</p> <p>・データの知的財産上の取扱いに係るガイドライン</p>							

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 6 種苗産業の競争力の強化 ～

戦略上の主な取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・R元～		
<p>植物新品種の保護強化</p> <p>&lt;キーワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UPOVテストガイドライン作成への参画</li> <li>・審査基準の作成</li> <li>・品種保護Gメンの活用促進</li> <li>・品種識別技術の開発</li> <li>・水際取締制度の活用</li> <li>・EAPVPフォーラム</li> <li>・未整備国への働きかけ</li> </ul>	<p>UPOV技術部会に参加し、UPOVテストガイドラインの作成や見直しを提案 参画件数：19件 UPOVTGへの提案：12植物（稲、くり、サルビア、キンセンカ等） UPOVTGへの整合：24件 審査件数：約943件/年（H27～H31・R元年度実績：4,713件）</p> <p>海外当局と審査協力の覚書締結 海外へ審査結果を提供（覚書締結国：15国、審査結果提供数：83件） これによる海外出願支援品種の登録：34件</p> <p>・品種保護Gメンによる育成者権の侵害への対応相談の受付・助言等：約26件/年、育成者権侵害状況記録書作成：約1件/年、証拠品となる侵害品の種苗等を受託：約17件/年、品種類似性試験：約1件/年</p> <p>・DNA品種識別マニュアルの妥当性検証を実施（新たに、カンキツ、りんご、ひらたけ、レタス等） ・水際取締制度：密輸出入取締対策会議に参画10回</p> <p>・EAPVPフォーラムにて「10年戦略」を策定し、UPOV加盟を目指す共通方針を決定（H30年） ・キーパーソンの意識啓発、意識啓発セミナー、審査技術研修等の協力活動（12か国延べ34回、H27～R2年12月） ・CPTPPにおいて、UPOV91年条約の加入義務を規程</p> <p>輸出戦略上重要な植物新品種について、海外出願等を支援。（295品種を海外出願し、197品種が出願公表、85品種が登録）</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本と審査協力が可能となるよう覚え書きを交わした国への出願では、迅速な品種登録が可能となった。</li> <li>● 遺伝子情報の活用等新たな技術の導入による審査技術の開発が必要。</li> <li>● 東アジア全体で国際ルール（UPOV条約）に基づき新品種が保護される環境整備に弾み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 改正種苗法（R2年12月公布）を踏まえ、我が国で開発された品種の海外流出等を防ぐため、実効性のある海外流出防止対策が必要。</li> <li>● 海外での権利化を促進するとともに権利行使しやすい体制整備が必要。</li> <li>● UPOVテストガイドラインや審査基準の作成、東アジア諸国への制度整備の働きかけを行うことにより、我が国の優良な新品種を迅速に権利化する。</li> <li>● 品種保護の強化のための実務改善や審査官の専門性向上。</li> <li>● 遺伝子情報を活用した技術開発等の推進。</li> <li>● ROIヤリティ収入のあり方の検討。</li> </ul>

※データは令和2年9月末現在

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 6 種苗産業の競争力の強化 ～

戦略上の主な取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・R元～		
<p>種苗の安定供給体制の確立及び海外の遺伝資源の確保</p> <p>&lt;キーワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな育種技術の開発</li> <li>・多様な主体による種子供給の取組</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>再 掲</b></p> <p>SIPに基づく「次世代農林水産業創造技術」において、画期的な農水産物の作出や社会実装の戦略・手法の策定等の研究を実施（～H30）</p> <p>SIP2「スマートバイオ産業・農業基盤技術」（H30～R4）において消費者や実需者に新たな価値を提供する品種・育種素材の開発等を推進</p> <p style="text-align: center;">新品種の育成に必要な遺伝資源の保存にかかる経費について補助を実施（H29～）</p> <p style="text-align: center;">官民の総力を挙げた種子供給体制の整備（H30～）</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>● ゲノム編集技術によるGABA高蓄積トマトや超多収に向けたシンク容量改変イネ等、画期的な農水産物の作出や、円滑な社会実装に向けた戦略・手法の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イノベーション創出強化研究推進事業、SIP2「スマートバイオ産業・農業基盤技術」等において、消費者・実需者のニーズをとらえた優れた品種育成・普及、高度な生産技術の開発・普及を推進。</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで延べ9事業者を支援。遺伝資源の補助について引き続き支援が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 官民連携や広域連携による種子供給の促進。</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様なニーズに対応するため、主要農作物種子法による全国一律の義務付けを廃止。</li> <li>● 地方交付税措置の確保。</li> </ul>	



第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 6 種苗産業の競争力の強化 ～

戦略上の主な取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・R元～		
<p>種苗の安定供給体制の確立及び海外の遺伝資源の確保</p> <p>&lt;キーワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優良な林業種苗の安定供給</li> <li>・ 国際的枠組みを踏まえた遺伝資源確保対策</li> </ul>	<p>マツノガイセンチュウ 抵抗性品種の開発【研究開発】</p> <p>エリートツリー等の開発【研究開発】</p> <p>採種園等の造成・改良等 コンテナ苗生産・花粉症対策苗木の普及【安定供給】</p> <p>農林水産ジーンバンク事業における植物遺伝資源の保全（S60～）</p> <p>委託プロジェクト「海外遺伝資源の収集・提供強化」を実施（H26～H29）</p> <p>「海外植物遺伝資源の民間等への提供促進」を実施（H30～）</p> <p>「農林水産分野における遺伝資源利用促進事業」を実施（H24～H28）</p> <p>「気候変動等に対応した海外遺伝資源の取得に係る枠組み構築事業」を実施（H29～）</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成長に優れた品種等の開発と原種増産技術の開発により、従来より優良種苗が短期間で大量に増産できるようになった。</li> <li>● 植物遺伝資源をジーンバンク等で保全し、二国間共同研究等の取組を通じて新規遺伝資源を導入。遺伝資源は順調に増加し、育種に有望な系統が見出されている。</li> <li>● 深刻化が懸念される気候変動等に対応可能な品種の開発に資する遺伝資源の継続的な導入が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無花粉スギの品種開発と増産技術の開発を実施する。</li> <li>● 引き続き成長に優れた品種の開発を進めるとともに早生樹等の導入を進める。</li> <li>● 公的研究機関が管理する国内在来品種のデータベースの整備等を実施し、我が国ジーンバンクにおける有用な遺伝資源の収集・保存・提供を推進する。</li> <li>● 民間ニーズを踏まえた海外植物遺伝資源の収集・保全と、その情報を種苗企業等に提供する仕組みの構築を推進する。また、我が国が円滑に海外植物遺伝資源を取得・利用できる環境の整備を促進する。</li> </ul>

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 7 研究開発における戦略的な知的財産マネジメントの推進 ～

戦略上の主な 取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・ R元～		
<p>研究開発における戦略的な知的財産マネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国研における知財部局の体制充実</li> <li>・ 地域農研における産官学連携部署の設置</li> </ul>		<p>「農林水産研究における知的財産に関する方針」を策定し、研究成果の社会還元及び農業競争力強化を目的とした知財マネジメントを推進（H28～）</p> <p>農研機構の地域農業研究センターに産学連携室を設置、民間企業との共同研究等を推進（H28～）</p> <p>知財の更なる活用を目指し、  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農研機構が「知的財産に関する基本方針」を改正(H28～)</li> <li>・ JIRCASが「知的財産マネジメントに関する基本方針」を策定(H29～)</li> </ul> </p> <p>農研機構に知的財産部を新設し、戦略的知的財産マネジメントを推進（H30～）</p> <p>公設試験場等からの知財に関する相談受付、助言・指導の実施（H30～）</p> <p>知財マネジメントに係るマニュアルの策定・普及（H30～）</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国立研究開発法人における知財マネジメント体制は整備。</li> <li>● 国立研究開発法人が開発した新品種について、積極的に海外に品種登録出願。</li> <li>● 都道府県の公設試験場における知財マネジメントの取組には依然として大きな差がある。</li> <li>● 国際標準化など、知財マネジメントをさらに高度化する取組の推進が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県の知財マネジメント能力のさらなる向上に向けた助言・指導を実施し、戦略的な権利許諾を推進。</li> <li>● 適切な知財マネジメントのための支援ツールの充実。</li> <li>● 知財マネジメントに係る取組の高度化に向けた国際標準化に係るマニュアルの整備</li> </ul>

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 8 知的財産戦略に関する啓発及び人材の育成 ～

戦略上の主な取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・R元～		
<p>知財の保護及び活用に関する啓発の推進</p> <p>&lt;キーワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者や農業指導者等への普及啓発</li> <li>・ 農水省職員への継続的な研修</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>再 掲</b></p> <p>都道府県の普及指導員等を対象に地域ブランド等の知的財産マネジメントを理解し実践できる人材育成を支援（H27～）</p> <p>農業者向けの知的財産に関する「農ハウパンフレット」の作成・普及（H29～）</p> <p>各都道府県の「知的財産総合支援窓口」において農林水産分野の知的財産についてもワンストップで相談受付（H28～）</p> <p>知財総合支援窓口担当者研修（H28～）</p> <p>農林水産省職員への研修（H27～）</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関等と連携しながら研修会の開催やパンフレットの配布等に取り組み、農業者や農業指導員への普及啓発を実施。</li> <li>● 「知財総合支援窓口」により、現場レベルでの知財に係る相談体制整備。</li> <li>● 農業関係者への「知財総合支援窓口」の周知と相談支援員の農林水産分野に係る理解向上が課題。</li> <li>● 年度当初に農林水産省本省及び地方農政局等の職員向けに実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若手普及指導員を対象とした研修や学習コンテンツの作成等を通じた普及指導員への知財マネジメント強化のための研修の充実。</li> <li>● 地域農業の指導組織と知的財産総合支援窓口の連携による相談体制の充実。</li> <li>● 知財総合支援窓口等の周知・普及の徹底。</li> <li>● 相談対応職員への農水知財の研修強化。</li> <li>● 弁護士や弁理士との連携の深化。</li> <li>● 特許庁等との人事交流</li> <li>● 国際的な議論への継続的な参加による国際的な人材の育成</li> <li>● 農業高校等の教育機関の知財教育の充実。</li> </ul>

第Ⅳ 具体的な対応方向 ～ 8 知的財産戦略に関する啓発及び人材の育成 ～

戦略上の主な取組の抜粋	戦略制定以降の取組（年度）					これまでの評価と課題	今後の方針
	H27	H28	H29	H30	H31・R元～		
<p>人材の育成</p> <p>&lt;キーワード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ASEAN諸国主要大学の寄付講座</li> </ul>	<p>UPOVの通信講座による職員等の専門知識の向上（農水省・在外公館・農研機構等延べ339名、H27～R元年）</p> <p>・都道府県の普及担当者向けに種苗法に関する研修を実施。</p> <p>・近畿大学で知的財産に関する講義を実施。</p> <p>アセアン諸国の主要大学において、規格・認証に関する専門講座を開催（H30～R元年）</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産者に技術指導する普及員や、種苗法を知らなかった大学生等に種苗法を周知できた。</li> <li>● アセアン諸国の主要大学において、分析実習等を含む専門講座を8回開催。日本発の食品規格に関する理解が向上。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、農業者に技術指導する普及員や種苗法を知らない大学生等に対して、種苗法の普及・啓発を実施。</li> <li>● 日本発の食品規格の国際標準化を実現するための下地づくりとして引き続き実施。</li> <li>● 技術習得を含めた実践的な講義内容の充実。</li> <li>● 現地民間事業者等の参画促進。</li> </ul>